株式交換に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号 及び会社法施行規則第190条に定める書面)

令和5年10月31日

清水建設株式会社 第一設備工業株式会社

東京都中央区京橋二丁目 16 番 1 号 清水建設株式会社

代表取締役 井上和幸

東京都港区芝浦四丁目 15番 33号 第一設備工業株式会社 代表取締役社長 田島久男

清水建設株式会社(以下「清水建設」といいます。)と第一設備工業株式会社(以下「第一設備工業」といいます。)は、令和5年10月31日を株式交換の効力発生日として、清水建設を株式交換完全親会社、第一設備工業を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施いたしました。本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により書面に記載し、開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)

令和5年10月31日

- 2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条 の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 2 号)
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過 第一設備工業に対し、本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

第一設備工業は、会社法第785条第3項の規定により、令和5年9月15日付で、 第一設備工業の株主に対し、株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である清 水建設の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項による株式の 買取請求を行った第一設備工業の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

第一設備工業は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございませ

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

本株式交換については、会社法第789条第1項の規定により異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はございません。

- 3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 3 号)
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第796条第2項柱書本文の規定により、本株式交換は簡易株式交換にあたり、本株式交換の差止請求は認められておりませんので、該当事項はございません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

清水建設は、会社法第797条第3項及び第4項の規定により、令和5年9月15日付で、清水建設の株主に対し、株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である第一設備工業の商号及び住所を電子公告いたしました。なお、会社法第796条第2項柱書本文の規定により、本株式交換は簡易株式交換にあたり、株式の買取請求は認められておりませんので、会社法第797条第1項の規定による株式の買取請求に係る手続について、該当事項はございません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社 法施行規則第190条第4号)

本株式交換により清水建設に移転した第一設備工業の株式の数は、458,912株です。

- 5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第190条第5号)
 - (1) 清水建設は、会社法第796条第2項柱書本文の規定により、株式交換契約について 同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した清水建設の株主の有する株式の数の合計は 30,300 株でした。当該株式数は、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

- (2) 第一設備工業は、会社法第784条第1項本文の規定により、株式交換契約について 同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。
- (3) 清水建設は、本株式交換に際して、本株式交換により清水建設が第一設備工業の発行済株式(清水建設が保有する第一設備工業の株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時の第一設備工業の株主名簿に記載または記録された株主(清水建設を除きます。)に対し、その所有する第一設備工業の普通株式1株につき清水建設の普通株式0.9株の割合をもって割当交付いたしました。清水建設が交付した株式の合計は413,020株です。
- (4) 清水建設の資本金及び準備金の額について、本株式交換に伴う変動はありません。

以上